

五 イ 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 發 競 行 争 の	四 發 行 方 法	三 用 振 替 等 條 項 及 の び 適 合 の	二 法 律 行 及 根 び そ そ 記	一 號 名 稱 及 び 記	平 成 二 十 七 年 と 七 年 八 月 九 日 七 日 示 に 發 行 第 二 百 六 十 五 号 。	○ 財 務 省 令 國 債 發 行 等 に 關 す る 省 令 第 五 條 第 二 百 六 十 五 号 。
も各 の申 か込 らみ その のう 応ち 募応 額募 を価 順格 次の 割高 りい	行参よと大に競争う札価振の以律社条九特へ利 「加るに臣行争入。」へ格替適下へ債第年別第付 と者発応がわ入札に以を機用一平、一法会二国 い・行募各れ札發によ下競関を振成株式等の振替 う第へ限國るの行。」に下競争は受け日本銀行の振替 。」Ⅱ以度債入募に価に付けるものと。」法律第 非下額市札入とい競争して行と。」法律第 価へを場でのい競争して行と。」法律第 格国定特あ決う競債め別つ定。」下入行と。」法律 競債め別つ定。」下入行と。」法律 争市る参てを及札わる。」法律 入場も加しひ価れ。」法律 札特の者財た価格とる。」法律 發別にご務後格競い入の定。」法律	財 務 大 臣 （ 物 価 連 動 ・ 太 郎 ）	財 務 大 臣 （ 麻 生 太 郎 ）	財 務 大 臣 （ 太 郎 ）	財 務 大 臣 （ 太 郎 ）	財 務 大 臣 （ 太 郎 ）

十	九	八	七	六	口
發	振額最	払	イ	イ	口
行	替額入価・別債札格面	込	行	争非者特國入価行	争非者特國
日	位金	札格第參市發競	札格第參市發競	札格第參市發競	札格第參市發競
	發競II加場行爭額	發競II加場行爭額	發競II加場	發競II加場	
平す額の振成るの記替二。整載法十七数又の倍は規年七金録に額はよに、る日	十萬円	四五千	額面金額で四百十二億円	額面金額で五千億円	込募各当み限国ての度債る。
の記定	三十九億六千四	三百三十九億六千四十	五百億円	五百億円	応額市募の場額範特
に	三十五億円	三十五億円	四百十二億円	四百十二億円	割内参割内参に加當お者
よ最振る低替も額口の面座と金簿	万円	万円	万円	万円	ていごるていごる。各の申応

十  
四  
十  
三  
十  
一

方額	想額	想額	發利	發
法の定			定行	行
計元			元日	価
算金			金の率	格

面	こ	三	り	は	び	定	表	準	基	る	に	は	第	二	数	数	づ	価	規	律	統	月	期	け	各	額	年	錢	額																						
金	れ	位	算	、	償	め	さ	に	準	。	額	、	三	で	を	の	き	統	定	第	計	前	及	る	利	額	面	○	面																						
未	出	財	還	る	れ	基	改	た	面	こ	位	除	い	う	作	計	す	五	局	の	び	想	子	金	額	・	金																								
乗	捨	の	れ	大	限	以	場	く	が	し	額	を	四	未	し	う	ち	成	の	る	十	が	消	償	定	支	額	百	一	額																					
じ	五	端	る	臣	に	降	合	消	行	、	を	四	得	以	鮮	る	め	幹	号	計	者	期	金	期	金	額	の	パ	セ	セ																					
入	数	数	が	お	の	に	費	わ	消	乗	捨	の	下	食	全	の	統	一	法	物	限	額	及	得	し	が	ン	ト	セ																						
得	し	が	へ	定	け	各	は	者	れ	費	じ	五	端	同	品	国	調	計	第	（	価	の	は	び	た	あ	小	一	・	百																					
た	あ	小	め	る	利	、	物	、	者	て	入	数	（	じ	を	消	查	で	二	平	指	属	、	償	も	る	数	）	除	費	の	あ	条	成	数	す	各	還	六												
額	も	る	想	子	財	改	物	得	し	が	し	た	小	（	）	）	）	）	）	）	）	）	）	と	の	と	点	方	定	支	務	指	定	価	た	た	も	る	点	百	總	物	果	小	四	九	總	月	子	限	七
す	）	き	以	法	元	払	大	数	後	指	額	の	と	以	三	合	価	に	売	項	年	務	の	支	に	。)	額	、	第	よ	額	及	が	公	基	の	す	）	き	下	・	指	指	基	物	に	法	省	三	払	お

十五

の経過  
払込利子  
み子

(一) 募入決定の通知を受ける。期金額に次第のたびに算出する。  
$$\text{額面金額の総額} \times 1.001 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{121}{365}$$

(二) 発行時において、

十六

初期利子

十七

第二期以

毎年三月十日及び九月十日を支  
す次そが金と平  
る号の銀額し成額け住よるがをじ額よに座も係  
期及翌行を、二)を所又算合居行金百算い記と  
日び営休支次十控除する)とがで  
に第業業払の七つ十日日う算年九月  
つ八にに。式九月  
號支当たによう  
に払ただよ十日  
おうるしり日  
いへと、算を  
て以き支出支  
規下は払し払  
定、期た期

第十四号の規定により算出された  
第十四号における想定元元金額  
$$\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二 二 十 九 八  
二 一  
払者入払元 償償 後の利子  
込札場利 還還  
期參所金 金期  
日加支 額限

平 財 日額金たた第平 支次払  
成 務 本と額だ償十成 各支払期の算と。  
大 銀すをし還四三 行る下、期号十七。回当限の七年に各  
臣 から通知を受けた者 くる該に規定期三月三十日より支払  
大 臣 から通知を受けた者 場想お定けに元るよ  
大 臣 から通知を受けた者 合定けに元るよ  
大 臣 から通知を受けた者 は金想り額定算  
大 臣 から通知を受けた者 額が元出額が元出  
大 臣 から通知を受けた者 面額金さ面額金さ  
大 臣 から通知を受けた者 金面額れ面額れ

支次払の式に各支払期に算出しにいた金額で、  
各支払期における想定元金額 ×  $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$